

(10) 平成15年1月1日 Vol.183

平成14年度登記広報キャンペーン

第22回市民公開講座

「あなたを狙うヤミ金融・悪質商法」

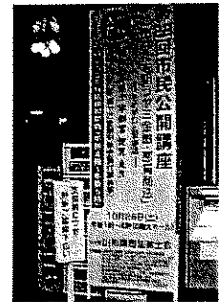
— その手口と撃退法 —

講師 弁護士・全国ヤミ金融対策会議代表幹事 宇都宮 健児 先生

平成14年10月26日（土）午後1時より山形市の山形県勤労者福祉センターにおいて市民75名・会員85名の参加のもと第22回市民公開講座が開催されました。

今回は、全国ヤミ金融対策会議代表幹事の弁護士 宇都宮健児先生を講師にお迎えし「あなたを狙うヤミ金融・悪質商法」—その手口と撃退法—と題して講演が行なわれました。

定刻、早坂幸久副会長の開会の辞に続いて相原榮一会長の挨拶、宮地真司広報部長の講師紹介の後、早速講演が行なわれました。



(以下要旨)

お金を貸し借りする時に日本では、金融業者が年29.2%以上の利息を取ると3年以下の懲役、300万円以下の罰金となる出資法と10万円未満を借りる時は20%、10万から100万未満までは18%、100万円以上では15%以上の利息は無効とする利息制限法という二つの法律があります。ヤミ金融とは出資法以上の高利でお金を貸している業者（犯罪になるような業者）を言います。

こういう業者が増え始めたのは2年ほど前からで、昨年から急増しています。どのくらいの金利で貸しているかと言うと昔は十一（といち）とか十二（とに）と言って十日で一割、十日で二割程でしたが、今は、十四、十五になっています。これでは非常に高いので私達は救済活動や告発活動を行っているわけです。

ヤミ金融がどのような人をターゲットとしているかと言うとサラ金やクレジットを利用して返済に困っている人、破産宣告を受けた人などです。現在サラ金の利用者は1500万人を突破したと言われています。その中で150万～200万人の人が行き詰まっていると見られています。そう言う人達がヤミ金融の一番のターゲットになっているのです。このような人達の救済手段として破産申立がありますが、その破産が昨年16万件、今年は20万件を突破するだろう

とされています。借金を抱えている人が申し立てるのを自己破産と言いますが、この自己破産者もヤミ金融のターゲットになっているのです。自己破産で免責決定を受けると借金は免除されますが、生活苦は依然と改善されないからです。しかも原則で破産して借金をなくすのは10年に1回で、破産で逃げられない状況にあるからです。又、名簿屋というのがおり一度ヤミ金融から借りると、その人の名簿が流出しダイレクトメールが多数送られてくることとなります。

東京都知事登録の業者が増えて問題になっています。20年前サラ金が問題になって貸金業規正法ができ、無登録営業は300万円以下の罰金に処せられますが、手数料4万3千円さえ払えば誰でも金融業ができる状況にあります。占有屋と提携するヤミ金融もいます。建物の賃貸借契約、建物明渡承諾書を取り、お金を払わないと占有屋に書類を売却したり手





下の占有屋を派遣して家を占拠し、家族は着の身着のまま追い出されてしまいます。又、関西を中心に家具リース、チケット金融と言うのも多くなっています。家具リースとは、債務者の家財道具を全部買い取り、その家財道具を高額で貸し、利息に代わる使用料をとるものです。チケット金融とは、高速道路券や新幹線のチケットを代金後払いで売り、別の場所でそれより低額で換金するもので、いずれも警察や弁護士との追及を逃れようとするものです。年金担保金融や090金融なども横行しておりますが、お年寄は司法書士や弁護士に相談する人も少なく、自殺者が多くなっています。

東京都知事登録の業者が毎月200社程ありますが、これは20代の若者が多く、不況で仕事がないと言う背景もあります。

それでは、このような業者にどのように対応すれば良いかと言いますと、とにかく警察が動かなくても何度も110番することです。録音テープを取り刑事告発やマスコミに公開しても良いでしょう。行き過ぎた業者の場合は、その登録官庁に行政処分を申し立ててもできます。

ヤミ金融の債務整理の交渉としては、基本的に借りたお金は、返さなくても良いのです。支払った人は、全額不当利得でとり返すことができます。十四や十五という貸し付けそのものが公序良俗違反で無効になるからです。又、ヤミ金融から借りている人は、多くのクレジットやサラ金から借りている多重債務者が多く、債務整理をきちんとやる必要があります。



宇都宮 健児 先生

ます。任意整理、調停、自己破産、個人再生と言った方法がありますので、できるだけ早く司法書士会や弁護士会にご相談下さい。

悪質商法もいろいろあります。消費生活センターのトラブルの内7割が契約関連のトラブルです。K K C オレンジ共済事件、牛の預託商法、マンゴーの木のオーナー商法などもありました。内職副業商法では100万円ぐらいのパソコンを買わせ、やり方を覚えても仕事がないと言うもの。一ヶ月に一回モニター料を支払うと言って高額な和服や布団をクレジットで買わせるモニター商法。司法書士の資格が簡単に取れると行って高額な教材を買わせる資格商法。「あなたに当たりました。」と言って呼び出し高額な化粧品等を買わせるアポイントメント商法。又、流行のインターネットを利用したのネズミ講もときやダイヤルQ2とか国際電話で高額請求されたとか枚挙にいとわずいろいろな悪質商法が出てきております。このような場合でも、一定期間無条件で解約できるクーリングオフの制度や割賦販売法でクレジットで契約して物を購入しても支払停止できることがありますので、消費生活センターに相談するか、司法書士や弁護士の助けを借りて裁判を利用してください。犯罪であれば刑事告発を積極的にやることです。財団法人法律扶助協会が裁判の費用を立て替えてくれる制度もあります。裁判所に行って直接教えてもらっても良いでしょう。ヤミ金融については、被害者の会がありますので参考にして下さい。

以上

講演終了後午後4時から5時まで、司法書士による無料法律相談会が開催され市民10人が相談に訪れました。担当下さいました会員の方々には、適切にご対応本当にありがとうございました。

(広報委員長 木村建一)



青司協 だより

クレジット サラ金 住宅ローン110番報告について

山形県青年司法書士協議会は、去る9月7日山形県司法書士会館において、テレホン相談「クレサラ110番」を開催いたしましたのでご報告申し上げます。

当青司協が「クレサラ110番」を開催するようになってから今年で3回目となります。今回は、臨時電話を設置するなどに対応したため総件数65件程の

相談を受けました。事前作業としては、市・町等の広報への掲載依頼並びにマスコミ、NHK等に対しても広報活動をしました。その効果もあってか午前10時から午後4時まで電話4台がやむことはありませんでした。

相談内容について若干紹介したいと思います。

1. 相談者 本人 48歳 男 会社員

借入状況 サラ金3社から370万円
自分と妻が互いに保証人となって借り入れた
が返済が苦しい。どうしたらいいか。

2. 相談者 本人 59歳 男 会社員

借入状況 サラ金10社から350万円、他に住宅ローンが2,000万円ある。サラ金からの借入が古いのだと20年間もつきあっているが、住宅ローンもありこんとこ支払いがきつい。

3. 相談者 本人 24歳 男 農業

生活費とギャンブルでサラ金1社から50万円借りたが破産はできるだろうか。

4. 相談者 配偶者

夫が以前負債整理のため農協からお金を融資してもらった(まとめローン)がその金利が高い(年8.6%)ので何とかならないか。

5. 相談者 親

娘(20歳)がある男性(24歳)と同居したくて、その男性の言うがままにサラ金から借入をした。その後騙されたのがわかった時にはその男性は行方をくらましていた。どうしたらいいの。

6. 相談者 本人

25歳の男性が悪徳商法により契約をしてしまった。その契約を解除しようとしたら170万円の絵画を購入するように言われクレジットにより購入してしまった。その後、どこから情報が漏れているのか「違法なクレジットにより破産する方が増えています。貴男は大丈夫ですか？」などと電話がくる始末。

7. 相談者 本人 46歳 女 会社員

生活苦と病氣してしまったためにサラ金7社から450万円借りてしまった。
毎月8万円ぐらいなら支払えるがどうしたらいいの。

8. 相談者 本人 65歳 男 失業中

借入状況 サラ金10社から1,000万円
ヤミ金融7社から13万円
サラ金からの多重債務状態でサラ金から新たな借入ができなくなっていたところ、ヤミ金融からのダイレクトメールや電話の誘惑に負けて手を出してしまった。毎日の恐喝まがいの督促に疲弊しきっている。先日は「すぐ払え」の脅迫じみた電報まで送られてきた。

9. 相談者 本人 26歳 女

自分は自己破産の申立をしたが、免責決定はまだおいてない。そんな中ヤミ金融からダイレクトメール、電話で「お金借りろ…コラ!!」の勧誘が夜の12時まで続くことがある。勧誘ではなく脅しである。

10. 相談者 本人 63歳 男

相談した弁護士が民事再生法に関して不勉強だ。しかもヤミ金融からの恐喝まがいの督促を警察に相談したら電話を止めろと言われた。電話を止めたら周りの人に嫌がらせの電報で吹聴された。警察は全く頼りにならない。これが一番頭にくる。

これ相談だったのだろうか？

……などなど。

多種多様な相談に対して当青司協会員15名は淡々と相談にあたっていた。

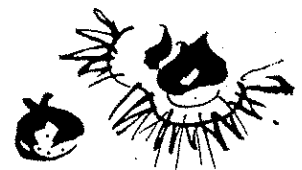
最後に、今全国的に問題になっています「ヤミ金」に関する相談が結構多かったように思います。借りる方が悪いと言ってしまえばそれまででしょうが、借りる方については、「どこよりも金利が安いよ!!」、「当社は貴男だけに融資しますよ!!」といった甘い誘惑には弱いのかも知れません。また、金利が年1825%（トゴ）、年3650%（トジュウ）でも、今現在3万円が必要だから借りたいのであって、金利のことなどどうでも良いのかも知れません。ヤミ金の手口は、3万円を貸す条件として、親兄弟、親戚等の職場、電話番号を聞いてから貸し付ける。それは、借りた本人から返済してもらおうなんては考えず親兄弟、親戚等から搾り取ろうとしているように見受けられます。その督促手段も「腎臓売れ」「会社にいられないようにしてやる」「親戚中に電話するぞ」「若い者を回すぞ!!」職場の上司に対しては「とんでもない奴を雇っている」といった悪の限りを尽くしての脅迫・恐喝まがいのそれは凄まじいものようです。そんな状況下の中職場に居づらくなり退職、一家離散、自殺といった悲劇も生まれ

ております。社会悪である「ヤミ金」を長野県の弁護士並びに司法書士が刑事告発を行ったのを皮切りに他の地域でも刑事告発が為されてはいるものの逮捕検挙されるヤミ金融業者は一握りといった状況のようです。ヤミ金のほとんどが東京都の都（1）業者といわれておりますので、東京都の方で何とかならないものだろうかと思えます。

とにかく、ヤミ金に限らず、サラ金の無人機の氾濫、子供までがサラ金のテレビコマーシャルを口ずさむ有様……さらにサラ金に融資をしてもうけている都銀といった状況どうにかならないだろうかと思うのは私だけでしょうか。

おわります。

報告者：青司協会長 高橋 千幸



表紙
説明

安久津八幡神社三重塔

安久津八幡神社は、貞観2年（860年）、慈覚大師（円仁）が阿弥陀堂を創建したのが始まりと言われ、その後、平安後期に源義家が奥州平定のため、戦勝を祈願し鎌倉鶴岡八幡の分霊を祀ったとされています。池の中島に建てられている三重塔は、置賜地方唯一の層塔であり、県の指定文化財となっています。秋になると、赤や黄色に色づいた紅葉と三重塔が調和し、人々の心をとらえる美しい風景が広がります。



リーガルサポート だより

那 須 修

本年1月から2月にかけて、川西町にある知的障害者入所施設「山形県立総合コロニー希望が丘」にて計7回の成年後見相談会が行われました。この施設では昨年からも施設全体の父兄会主催による相談会が何度か行われてきましたが、今回はこの施設に5つある寮のうちの一つ『こだま寮』主催によるものでした。寮としては、入寮者本人の預貯金の管理や本年4月より支援費制度が始まることによる支援費支給申請などの差し迫った問題解決にあたり、入寮者の身元引受人には後見人等になっていただき適法な権限のもと対処するとの方針があったようで、相談会の主な目的は後見開始申立することを身元引受人に決意してもらうというところにあったようでした。成年後見制度を利用することを寮の方針として決定するにいたったのは、昨年か何度か開催した成年後見制度説明会により寮の方や入寮者の父兄の方の意識の向上及び制度の認知度が上がったためと思われ、リーガルサポートの活動が実を結んだものと思われま

す。相談は60組ほどあったようです。私は7回のうち4回出席し、17、8組ほど相談を受けましたが、そのうち9組から後見開始等の申立書類作成の依頼を受けました。相談会の目的が後見申立にあることが分かっていた私ですが、正直これほどの受託件数になるとは思っていませんでした。そして同じ寮の入寮

者でもそれぞれ知的障害のレベルが違い、後見類型に該当する方だけでなく保佐類型に該当する方もいたり、またそれぞれの家庭の事情等があり後見人、保佐人には身元引受人以外の方になっていただいた方が良いのではないと思われる方もいたり、入寮者それぞれの状況に合わせ話を進めなければならないことから、とても疲れるものとなりました。しかし、相談者の方が帰る際に私によくお願いしますと頭を下げてください、こんな私を頼りにしてくれる方を見て登記業務とは違う充実感を感じることもありました。

受託事件の処理については、施設に入所しているため施設診療所の医師から診断書をいただけるので、通常の申立の際に一番手間取る作業が簡単に済むことから、申立に至るまではそれほど手間はかかりません。やはりこの仕事で一番大変なのは、当事者に後見制度を理解してもらうことと本人の財産に関する考え方を変えてもらうことであると思われました。また、後見の申立は事件の完了を意味するものではないとも思われます。後見人等の選任がされれば、日常の後見事務に加え、年に1度か2度の財産目録の提出などが後見人に課せられ、後見人になった方が私達に相談したいと思うだろう状況はむしろこれから出てくるのだと思います。そういう時に私達がどのように対応できるかが、次の課題であると考えさせられました。



「初めての法律講座を振り返って」

副会長 早坂幸久

当会広報部の事業として今年初めて出前講座「高校生のための身近な法律講座」を開催した。これは

高校生のための身近な法律講座 in 真室川高校

新庄支部 青柳孝一

準備万端相整い、いよいよ高校生出前講座出陣。という矢先に真室川高校から法律講座の出前の注文を受けた。なぜこの時期に……。と若干躊躇したが、熱血漢あふれる講師陣の快諾で即座に出前が決定された。

真室川高校における法律講座は、司法書士会の新聞掲載記事を読んだ卒業生のPTA有志が、社会に巣立つ子供達に、是非、消費者問題・悪質商法などを教えてもらいたい。という強力な要請を高校に申し入れての、学校からの依頼であった。司法書士会の新聞による広報がみごとに功を奏した結果だ。

真室川高校の講座は、新庄支部管内では最終の3回目。ここまで来るとスタッフの演技もセミプロ、もう素人の域ではない。教室のスペースを上手に活用した寸劇の演出。女性の配役は高校の女性の先生が協力出演。臨場感あふれる話術。等々。勧誘する場面などはプロの勧誘マン顔負けの迫真の演技に会場はくぎ付けになった。私は、その都度の解説を担

日司連の重要事業の一つであり、高校生を対象にして実生活に密着した法律や知識を身につけてトラブル防止に役立ててもらうのが目的。県内のすべての高校に案内を出したが9校からの申し込みがあり1月22日酒田商業高校を皮切りに2月21日まで広報部が中心となり各支部の会員が担当した。寸劇やコント形式をとり、キャッチセールスやデート商法の手口を紹介、さらにカードローンやクレジットによるトラブル防止のための注意点やクーリングオフの制度などをわかりやすく解説した。

各高校の卒業生を対象にしたため、すぐ社会に出なければならないという意識が働いてか真剣そのもので、講座終了後のアンケートにも大変ためになった、カードでの買い物に注意したい又は電話や街頭でのキャッチセールスには断わる勇気を持ちたい等々の感想を書いてくれた。今回の講座が彼らの今後の生活に少しでも役に立ち又、何らかのトラブルに巻き込まれたら司法書士の存在を思い出してもらえたらと願っている。

当したが、盛り上がった場面に水を差すことを懸命にやっていたようで自嘲するだけだ。手前味噌は依然続くが、これだけの状況を想像してもらえれば、結果は申すまでもなく大成功（大体成功という話もあった）。

講座終了後の生徒のアンケートには、「難しい法律が分かり易かった。」「社会人になる直前に悪質商法の手口や注意点を教えてもらえて良かった。」「カードは気を付けて使いたい。」という感想が7割ほどあった。

我田引水きわまりないことを綴ったが、反省点や改善点も枚挙に遑がない。昔からの口癖であるが、「この次は、がんばりたい。」と思う。

何はともあれ、「転ばぬ先のつえ」としてトラブルを未然に防ぐ予防法学的見地から、またさらに、トラブルに遭遇したときの対処法などに関する身近な法律知識を習得してもらうと共に司法書士業務や制度の理解を深めることの一助になれば幸いである。

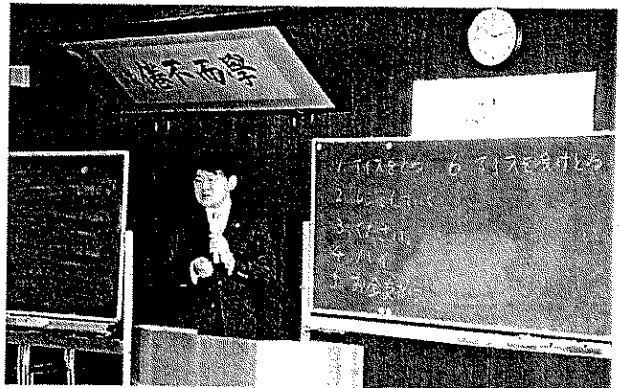
法律講座報告

新庄南高校担当 大場 隆 司

高校生の身近な法律講座の申込締切日を随分過ぎてから申込をしてきたのが、新庄南高校であった。担当の先生の名前を見て、なるほどと思った。送られてきた案内状を机の上に置いてそのままにして、封を開けたのが1ヶ月を過ぎてからと言うのだ。案内状を見て、これは絶対に卒業生に聞かせたいと思ったという。

最初の打合せの時は、恐縮している様子であったが、講師の中に高校時代の教え子である私を知り、少し安心したようであった。最近の高校生は集中力がないと言うことであったが、当日は予想以上に集中し、コントやビデオを楽しんでくれたようである。担当の先生の「大場、良かった。」と言っ

てくれ、満足そうな表情を見たとき、高校時代に戻った気がした。



「高校生のための身近な法律講座」を終えて

酒田支部 小松 豊

2月21日、県立遊佐高校の3年生32名を相手に、酒田支部の杉山義勝会員、高橋克弘会員そして私の3名が講師となり実施しました。生徒数が少ないこともあり寸劇はしませんでした。一般向けに悪徳商法を紹介したパンフレットのコピーを配り、私においては契約社会についての話、また杉山会員からはクレジット、消費者金融を利用し多重債務に陥っていくプロセスなどわかりやすく話していただき、最後に高橋会員からまとめの話をしていただきました。あまり打ち合わせができなかったので生徒の反

応が心配でしたが、講座が終わった後アンケートを見てみると、大部分の生徒が「わかりやすかった、参考になった、これから気をつけたい。」という感想だったので内心ほっとしました。遊佐高校の担当教師からは是非来年も企画してほしいという要望もいただきました。

アンケートの中で一番驚いたのは、約半数の生徒が、「クレジット、借金で困っている人の話を聞いたことがある。」と答えたことでした。私が日常、多重債務者の事件を処理する中でいつも思うことですが、自己破産等の法的手続きをする人はごくわずかで、多重債務に陥ってしまった人は潜在的には相当いるということです。やはり、大切なことは、多重債務者に相談する機会をできるだけ多くあたえてあげること、またそうならないよう予備知識を教えることだと思います。

今回この企画にかかわらせていただいて、高校の先生方と話す機会がありましたが、学校側もかなり消費者教育に関心が高いということ、また司法書士にも強く期待しているということを感じました。



■ 高校生のための身近な法律講座

大 瀧 英 嗣

平成 15 年 1 月 22 日 (水) 午後 1 時 10 分から 2 時 10 分まで県立酒田商業高等学校(以下、酒田商業)で高校生のための身近な法律講座を開催しました。

これから実社会に踏み出そうとする高校生に、クレ・サラなどの多重債務問題、悪徳商法の問題などについて、コント(寸劇)を交えながら法律問題について身近に接してもらおうとする企画です。他県では、青年司法書士協議会などの主催で数多くの学校で実施され好評を博しており、山形県司法書士会としては今年初めて実施されたものです。

基本的な話の進行やコントは、他県で使用したものをを使い、事前のリハーサルの中で必要に応じて修正を加えていくことにしました。なお、庄内地方で今回法律講座を実施する高校は、酒田商業と県立遊佐高等学校なので、前者を鶴岡支部の会員が、後者を酒田支部の会員が講座を担当することにしました。

1 月 22 日は、午後 12 時 30 分に酒田商業に庄内地区の担当講師全員が集合し、校長室に挨拶にうかがいました。この法律講座の庄内地区のリーダーである小松豊

会員は、酒田商業のOBであり、打ち解けた雰囲気の中で挨拶を済ませ、講座の開催場所である武道館に向かいました。今回の法律講座の対象者が卒業予定者 200 名ということもあり、会場として武道館を使うことになったのですが、そこに入ってみると、予想していたよりも広いので圧倒されそうになりましたが、気を取り直して会場のセッティングを始めました。

小松会員が挨拶と講座の趣旨説明を行った後、司会進行の大川会員が法律の基礎知識や事例問題について説明し、その事例に対するコントを加藤吉晴会員と私(大瀧)が担当するという

やり方で講座を進めました。初めは、高校生 200 人という人数の多さに戸惑いもありましたが、途中からは徐々に落ち着きを取り戻し、受講者の反応を確認しながらやれるようになったと思います。1 時間あまりの説明やコントのあいだ、私が事前に考えていたよりも、高校生たちはまじめに聞いてくれたように思います。高校生にとっても、多重債務の問題、悪徳商法、保証人など今まで言葉としては聞いたことはあっても、具体的にはどんなことなのか分からなかったことも多いと思われます。したがって、その答えが目の前で展開されていくことが新鮮に感じられたのかもしれません。

この講座は、全部で 1 時間ほどのものなので、詳しい話をするには到底できませんが、何か法律的なトラブルにあったときに、ひとりで悩まずに司法書士などの専門家に相談してみることを思いついてもらえれば、今回の講座が成功したといえると思います。

(23) 2003年(平成15年)2月7日(金曜日)

—— 新庄農校での風景 ——



悪徳商法「こう対処」

県司法書士会 出前法律講座始まる

新庄農高

悪徳商法の手口や対処法などを学ぶ生徒たち

県司法書士会が県内の九高校で企画している出前講座「高校生のための身近な法律講座」が六日、新庄農高(馬場)で開かれた。最上管内では四校で予定されており、今回が皮切り。

社会に出たばかりの若者が悪徳商法に巻き込まれたり、多重債務問題を抱えてしまふケースが地えいている中、卒業前の高校生に、実生活に密着した法律と知識を学んでもらい、トラブル防止に役立ててもらおうが狙い。この日は、県司法書士会新庄支部(大場隆司支部)のメンバー六人が同校に出向き、三年生約九十人の前で分かりやすく解説した。

エステ関連のモニター募集を誘ったキャッチセールスの手口や、アルバイトをえさに借金や商品購入させる商法などを、寸劇やコント形式で紹介。さらに、カードによるローンやクレジットのトラブル防止については「カードや携帯電話は他人に絶対貸さない」「利用明細や契約書は大切に保管する」など注意点をアドバイスした。

また、八日以内なら契約を解除できるクーリング・オフ制度についても説明しながら「もし被害に遭ったら早めに司法書士や弁護士、消費者生活センターなどの専門家に相談してほしい」と呼び掛けた。

高校生のための身近な法律講座実施報告

県立谷地高等学校 菅原孝博

平成 15 年 2 月 13 日、県立谷地高等学校において卒業生およそ 160 名を対象に宮地真司会員、菅井実会員、小松修会員と私を含め 4 名の会員により法律講座を開催した。

事前に検討した台本を基に、寸劇やコントを交えて悪質商法や消費者金融など、契約社会において気をつけなければならないことを 1 時間半にわたり解説した。

場所が体育館ということもあって広く寒い中での

開催となり、また解説の時間も長かったのか、生徒の集中力が途中で切れた感じがした。生徒や先生方が参加した部分は、やはりウケはよかった。

全体的に見れば、おおむね好評だったと思われる。事後のアンケートでも悪質商法やサラ金の利息の問題など反響が多く、実社会で役に立つ身近な法律を知ってもらおう、という本講座の目的は達せられただろうと思う。

高校生の身近な法律講座

広報部長 宮地真司

1 月と 2 月に「高校生のための身近な法律講座」を開催しました。これは単身で実社会に踏み出そうとしている高校生に身近で基本的な法律を知ってもらいトラブルの発生予防と問題解決に役立ててもらうことをねらいとしたものです。

県教育委員会の後援をいただき、全県下の高校に講座開催の案内を出しましたところ、7 校の申込みがありました。その後、新聞にこの講座が紹介されますと 2 校からの追加申込みがあり合計 9 校で開催することになりました。

講師については、開催地域を考慮しながら若手を中心に個別にお願いしましたところ、ほとんどの方から快諾を得ました。11 月と 1 月に講師打合せ会を行い、開催する高校ごとにグループ分けをして、講義内容や実施方法を検討しました。また 2 回目は講義の簡単なりハーサルも行いました。

講座の内容は、契約についての基本的な知識と消費者金融について講義を行った後に、寸劇でキャッチセールスの手口を紹介し、コントを交えて保証人・身代

わり借金・アルバイト借金・デパート商法・クレジットカードなどを説明し、最後にまとめとして消費者問題と自己破産の現状を説明し、トラブルの対処法として早めの相談が肝心であることを伝えるものでした。

どの高校でも社会に出るための法教育が必要であることを実感しているようで、この度の講座は高校生や先生から高い評価を受けました。今後も継続して行ってまいりたいと思います。

開催高校の一覧

1 月 22 日	県立酒田商業高校	200 名
2 月 6 日	県立新庄農業高校	86 名
2 月 13 日	県立新庄南高校	200 名
	県立谷地高校	160 名
2 月 14 日	県立新庄東高校	70 名
2 月 15 日	私立日大山形高校	120 名
2 月 21 日	県立真室川高校	70 名
	県立山辺高校	120 名
	県立遊佐高校	33 名

